



..... 年度分 市民税 ・ 県民税申告書
 (..... 年分 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用)

		整理番号			
賦課期日住所 (1月1日の住所)	長野市				
現住所	同上				
フリガナ			電話番号		
氏名			生年月日	明・大・昭・平・令	
マイナンバー (個人番号)				番号	身元
				代理権	添付

該当する箇所には☑してください。

1 上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

- ① 申告不要（＝②、③で申告する配当所得等以外は申告しないこと）を選択します。
- ② 総合課税による申告を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

- ③ 申告分離課税による申告を選択します。

配当所得等（申告分離課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

- ① 申告不要（＝②で申告する譲渡所得等以外は申告しないこと）を選択します。
- ② 申告分離課税による申告を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額	円
株式譲渡所得割額控除額	円

※申告不要ではなく、総合課税や申告分離課税による申告を選択し、金額の記載がなかった場合は、確定申告書の金額を基に課税を行います。

裏面の案内もお読みください。

長野市使用欄

資料	更正	確認



(様式第80号の2)

確定申告書（令和3年分以降用）第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に○印をした場合、この申告書の提出は不要です。

1 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の申告方法の選択について

上場株式等の配当所得等・譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）について、所得税の確定申告と異なる課税方式を選択する場合、当該申告書を提出してください。

対象となるのは、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と市民税・県民税（住民税）5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです。所得税20.42%が源泉徴収されている一般株式（非上場株式）は対象外です。

なお、譲渡所得等は源泉徴収がある特定口座における所得に限ります。

ただし、同一の源泉徴収口座内で上場株式等の譲渡所得の譲渡損失と配当所得等の両方がある場合、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。

課税方式は銘柄・特定口座ごとに選択が可能です。表面の該当する課税方式に☑をして、金額を記載してください。

※注意 表面の内容に記載誤り等があり、上場株式等の所得と判断ができない場合には、確定申告書の内容で市民税・県民税（住民税）を課税することがあります。

また、確定申告書第二表「特定配当等の全部の申告不要」欄に○印をしたうえで、この申告書で課税方式を選択する旨の申告があった場合は、この申告書の内容を優先して課税します。

2 添付書類について

本市において適正に課税方式を確認するために、配当の支払通知書の写しや、特定取引口座報告書の写しの添付にご協力をお願いします（正確な課税ができない可能性があるため）。ご不明な点は、各証券会社等にご確認ください。

3 提出期限に関する注意点

原則として、当該年度の申告期限までに、市民税・県民税申告書（特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用）を提出してください。

なお、当該年度の納税通知書が送達（※）される時までに提出がない場合、この特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の申告は無効となります（当該納税通知書に係る年度分の市民税・県民税（住民税）は、遡って変更を行うことはできませんのでご注意ください）。

※送達日（以下の日付以前に納税通知書が送達された場合は、送達された日）

- ・「給与からの特別徴収」のみの場合 … 5月31日
- ・「普通徴収」又は「年金からの特別徴収」、「給与からの特別徴収」との併用徴収の場合 … 6月20日（普通徴収第1期納期限の10日前）

提出・問い合わせ先
長野市財政部市民税課
住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話（代表）026-226-4911 （内線）2452・2456
（直通）026-224-8507